

伊丹市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、伊丹市広告掲載要綱（平成27年12月制定）第5条第2項に規定する広告に関する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載に関する審査は、この基準に基づき行うものとする。

(審査にあたっての基本的な考え方)

第2条 この基準により審査を行う場合には、この基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

2 部長等は、この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、合理的な範囲で別途基準を作成することができる。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信頼度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性をもてるものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第4条 屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び兵庫県屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）、並びに伊丹市都市景観条例（平成24年条例第22号）の規定を遵守しなければならない。

2 屋外広告物を伊丹郷町地区に掲出する場合は、伊丹郷町地区における屋外広告物掲出に関する要綱第7条に基づき、事前協議をしなければならない。

3 その他広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性及び都市の美観風致に配慮するとともに、自動車等運転者の注意力を散漫にするなど交通の安全を阻害するものであってはならない。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業者の内、専ら消費者向金融業（金融庁貸金業関係統計資料における、消費者向無担保貸金業者、消費者向有担保貸金業者、消費者向住宅向貸金業者）又は事業者向貸金業を営む事業者
- (4) たばこ（喫煙マナー向上のための広告等を除く。）
- (5) ギャンブルにかかるもの（公営競技及び宝くじを除く。）
- (6) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設

- (8) 占い、運勢判断等に関するもの
 - (9) 興信所、探偵事務所等
 - (10) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
 - (11) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
 - (12) 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
 - (13) 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく業を行うもの
 - (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
 - (15) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者の関与する事業者
 - (16) 各種法令に反しているもの
 - (17) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - (18) 法人等においては、企業の基本情報が開示されていないもの（正式名称、本社所在地、代表者名、組織、経歴、業務内容等）
 - (19) 市税を滞納しているもの
 - (20) その他広告掲載を行うことがふさわしくないと市が認めるもの
- 2 広告媒体を所管する部長等は、広告掲載に関する申し込みを受けたときは、直ちに前項の規定に基づく事業者に関する要件確認審査を行うものとする。

（広告掲載内容審査）

第6条 広告媒体を所管する部長等は、広告の掲載に先立ち、次条以下に定める基準に従い、広告掲載内容の審査を行うものとする。

（掲載基準）

第7条 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉棄損その他のひぼう、中傷又は排斥のおそれのあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 市が実施する事業の円滑な運営に支障をきたすもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 氏名、肖像など本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
 - ク 尋ね人、養子縁組等に係るもの
 - ケ 謝罪、釈明等に係るもの
 - コ 国内世論が大きく分かれているもの

- サ 広告の目的が不明若しくは内容説明があいまいなもの又は記号・符号のみで表示したもの
 - シ その他社会的に不適切なもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等（掲載に関しては根拠となる資料を要する）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基づかないものが行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
 - キ 広告の内容が明確でないもの
 - ク 国，地方公共団体，その他公共の機関が，広告主又はその商品やサービスなどを推奨，保証，指定等をしているかのような表現のもの
 - ケ 自己の優位を強調するため，他の商品と比較する表現のもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの。
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現
 - ウ 残虐な描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるような表現
 - オ ギャンブル等（公営競技及び宝くじを除く。）を肯定するもの
 - カ その他兵庫県青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）で規制されるもの

2 前項に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると伊丹市広告審査委員会が認めたものは、広告掲載を行わない。

（広告媒体ごとの基準）

第8条 広告媒体を所管する部長等は、掲載の都度、次の各号に定める広告媒体ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

- (1) 庁舎等の施設を利用した広告の内容及びデザイン等が次のいずれかに該当するものは掲載しない。
- ア 会社名，商品名を著しく繰り返すもの
 - イ 彩度の高い色，原色，金銀色等過度に鮮やかな模様・色彩を広範囲に用いるもの
 - ウ 美観を損ねるような著しく派手なもの
 - エ 必然性なく，身体の一部を強調するようなもの
 - オ 著しくデザイン性に劣るもの又は意味が不明のもの等，公衆に不快感を起こさせ

るもの

(2) 公用車を利用した広告の内容及びデザイン等が次のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれがあるものは掲載しない。

ア 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

イ 過度に読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

ウ 水着姿及び裸体姿等を表示し、著しく注意を引くもの

エ 絵柄や文字が過密及び過小等により認識性が悪いもの

オ 著しくデザイン性に劣るもの又は意味が不明のもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

(3) WEBページを利用した広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているWEBサイトの内容についてもこの基準を適用する。

2 前項に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途、広告媒体を所管する部長等が基準を作成することができる。

(広告の表示内容に関する業種ごとの個別基準)

第9条 広告の表示内容について、法令により広告の制限を受ける業種等については、その既定の範囲内で表示するものとする。

2 前項に規定するもののほか、次の各号に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

(1) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「1ヶ月で確実にマスターできる」等

(2) 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年等根拠もあわせて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校であると誤解を招くおそれのある表現は用いない。

(3) 外国大学の日本校

当該学校が学校教育法に定める日本の大学ではないという趣旨の明確な表示をすること。

(4) 資格講座

ア 実際には国家資格でない資格であるにもかかわらず、それがあたかも国家資格であるかのような誤解を招く表現は用いない。国家資格でない場合は、国家資格ではない旨を明確に表示すること。

イ 資格取得には別に試験等を受ける必要がある場合は、その旨を明確に表示し、当該講座だけで資格が取れるかのような印象を与える表現は用いない。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売付け又は資金集めを目的としている広告は掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付で賄えるかのように誤解を招くおそれのある表現は用

いない。

(5) 病院・診療所・助産所

広告できる事項は、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5及び第6条の7、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医療広告ガイドラインに定める広告規制等の関連規定に従うこと。

(6) 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第24条の規定により広告できる事項以外は掲載しない。

イ 施術者の技能、技術方法又は経歴に関する事項は掲載しない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載しない。

(7) 薬局、薬店、医療品、医薬部外品、化粧品、医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）

ア 薬事法（昭和35年法律第145号）第66条、第67条、第68条の規定により広告できる事項以外は掲載しない。

イ 広告を掲載する事業者が、所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに消費者庁で広告内容についての了解を得ること。

(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービスその他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般（老人保健施設を除く）

① 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。

② 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

③ その他サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表現は用いない。

イ 有料老人ホーム

アに規定するもののほか、

① 厚生労働省「有料老人ホームの設置運営標準指導指針（平成14年7月18日老発第0718003号）」に規定する表示事項をすべて表示すること。

② 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

③ 公正取引委員会が不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条第1項第3号の規定に基づき策定した有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業

① 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

② その他利用にあたって有利であると誤解を招くような表現を用いないこと。

(9) 墓地等

- ア 都道府県知事の許可と、所在地の市町村長への届出のないものは掲載しない。
- イ 伊丹市墓地使用条例（昭和45年条例第28号）などに準じて、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(10) 不動産事業

- ア 不動産事業者の広告の場合は、事業者の名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記すること。
- イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記すること。
- ウ 動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従うこと。
- エ 契約を急がせる表示は掲載しない。
例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等
- オ 開発や建築確認を受けていない物件のシリーズ広告・予告広告は掲載しない

(11) 弁護士・税理士・公認会計士等の広告

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(12) 旅行業

- ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。
- イ 不当表示に注意すること。
例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真の掲載 等
- ウ その他広告表示について、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。

(13) 通信販売業

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条（通信販売についての広告）に定める広告に表示する事項を掲載していること。

(14) 雑誌・週刊誌等

- ア 適正な品位を保った広告であること。
- イ 見出しや写真の性的表現等について、市民に不快感を与えないものであること。
- ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真等）を用いないこと。
- エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害し、又はそのおそれのある表現を用いないこと。
- オ タレント等有名人の個人的行動に関して、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現を用いること。
- カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉や扇情的な言い回しを用いないこと。
- キ 未成年又は心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しないこと。
- ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現を用いないこと。

(15) 映画・興業等

- ア 暴力、賭博、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
- イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつな内容のものは掲載しない。

- ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
- エ 内容を極端にゆがめたり，又は一部分のみを誇張した表現等は用いない。
- オ ショッキングなデザインは使用しない。
- カ 年齢制限等，一部規制を受けるものはその内容を表示すること。

(16) 古物商・リサイクルショップ等

- ア 営業形態に応じて，必要な法令等に基づく許可等を受けていること。
- イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は，廃棄物を処理できる旨を表示できない。

例：回収，引き取り，処理，処分，撤去，廃棄など

(17) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

- ア 掲載内容は，名称，所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- イ 出版物の広告は，主張の展開及びほかの団体に対して言及（批判，中傷等）するものは掲載しない。

(18) 質屋・チケット等再販売業

- ア 個々の相場，金額等の表示はしない。
例：東京～大阪間の航空券 10,000円，〇〇（ブランド名）のバッグ50,000円等
- イ その他有利さを誤認させるような表示はしない。

(19) トランクルーム及び貸し収納業者

- ア トランクルームは，国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。
- イ 貸し収納業者は，会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また，倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づく「トランクルーム」でないことを明確に表示すること。

(20) ウィークリーマンション等

営業形態に応じて，必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(21) 金融商品

ア 投資信託等

- ① 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また，利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。
- ② 元本保証がない旨等のリスクを，目立つようにわかりやすく表示すること。
- イ 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等
- ① 監督行政庁等の許可・登録等の商品取り扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお，名称や登録番号，業界団体会員であることは必ず明記すること。
- ② 安全・確実性や有利性等を強調し，投機心をいたずらにあおるものでないこと。
- ③ 利益保証がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを，目立つようにわかりやすく表示すること。

ウ その他金融商品

当該金融商品の内容に応じ，本号ア及びイの規定を準用する。

(22) その他，表示について注意を要すること

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること。（根拠となる資料が必要）

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用が掛かることがある場合は、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ 肖像権・著作権

無断使用がないか確認する。

カ 宝石の販売

虚偽の表現に注意する。（消費者庁に確認の必要あり）

例：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）
等

キ アルコール飲料

未成年の飲酒禁止及び酒気帯び運転等の禁止などの文言は明確に表示すること。

例：「お酒は20歳を過ぎてから」「飲酒運転禁止」等

ク 募金、出資等を募るもの

原則として掲載しない。ただし、社会福祉のための募金であるなど目的が明確でかつ広告主等の責任の所在が明らかである場合、又は本項第21号に規定する金融商品に該当するものは、この基準の範囲で掲載できる。

ケ 個人輸入代行業の個人営業広告

適正な方法がとられているかなど確認する。

付 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成27年12月1日から施行する。
（伊丹市広告に関する掲載基準の廃止）
- 2 伊丹市広告に関する掲載基準（平成19年11月制定）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この基準の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成29年11月30日から施行する。